

整備方針検討委員会の進め方

1 委員会の目的

施設整備基本計画の策定にあたり、住民参画による整備方針検討委員会を設置し、「施設整備の基本方針を検討するとともに、リサイクルセンター啓発機能、公害防止等に関する検討を行い、施設整備基本計画に反映させることを目的とします。

2 検討事項

委員会は次に掲げる事項について検討し、北但行政事務組合管理者へ報告するものとします。

- (1) 施設整備の基本方針に関すること。
- (2) リサイクルセンターの啓発機能に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) 有機性廃棄物等の処理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

3 委員任期

学識経験者以外の委員の任期は、10月10日から終了したとき(1月を予定)までとします。

4 委員の報償

委員の報償は、1回の委員会出席につき4,400円(交通費・所得税源泉含む)を振込みます。ただし、3時間を越える場合については7,600円とします。

5 傍聴について

委員会は公開とし、傍聴を認めています。なお、委員長が必要と認めた場合は非公開とすることができます。

6 委員会資料について

委員会で協議する資料については、事前に配布しますので、資料内容をご覧いただくとともに、委員会当日に必ずご持参ください。

7 委員会資料及び議事録の公表について

委員会資料及び議事録を北但行政事務組合HPで公開します。議事録については各委員が内容確認を行った後に、概要版をHPで公開することとします。

8 お問合せ

委員会資料や協議内容等について、不明な点がありましたら、委員会事務局(北但行政事務組合施設整備課)までお問合せください。